

仕入控除税額報告書の作成マニュアル

令和5年度

赤磐市医療・福祉サービス事業所等原油価格等高騰対策支援金

赤磐市保健福祉部



●補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額とは

【概要】

課税事業者は、課税売上高に対する消費税額から、課税仕入れに係る消費税額等を控除した額を消費税として納付することとなっています。

補助金収入は、消費税法上不課税取引に該当しますが、補助事業に掛かった経費を控除対象仕入税額に算入することもできるため、報告された仕入控除税額は、事業者に対して重複して交付したことになります。そのため、控除を受けた額について、市に補助金を返還する必要があります。

●報告

【報告事業者】

本支援金を受けた事業者は、返還額が0円であっても報告が必要です。

【報告の時期】

返還金が0円の事業所は、事業完了後（添付書類の作成が必要な事業所は、添付書類が作成でき次第）、すみやかに報告してください。

返還金が発生する事業所は、令和7年6月30日までに必ず報告してください。

また、交付決定を受けた事業者は、支援金の交付対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、令和5年度から5年間保管しなければなりません。

※消費税等の申告義務がない事業者は、支援金使用後速やかに報告してください。申告義務がある事業者は、申告後の報告となります。

※未報告であった事業者や書類の保管期間内に証拠書類を破棄した事業者については、支援金に係る交付決定の全部又は一部を取り消すことがありますので、御注意ください。

【報告書の作成】

はじめに、本マニュアルの4，5ページによるフローチャートで返還額の発生の有無と必要な添付書類を確認してください。

（1）返還額が0円の事業者の場合

- ・消費税の申告義務がない。
- ・簡易課税方式により申告している。
- ・公益法人等であって、特定収入（本支援金を含む特定収入）割合が5%を超えている。
- ・補助対象経費に係る消費税を、個別対応方式において「非課税売上のみ」に要するものとして申告している。
- ・補助対象経費が人件費等の非課税仕入のみとなっている。

※返還額が0円であっても市への報告は必要です。

（2）仕入控除税額（返還額）がある場合

- ア 課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下の法人等の場合
交付金額×10/110＝返還額

イ 課税売上割合が 95%未満の法人等又は課税売上割合が 95%以上かつ課税売上高が5億円を超える法人等であって、個別対応方式により消費税の申告を行っている場合

(A と B の合計額)

A 課税売上のみ要する補助対象経費に使用された支援金

$\text{交付金額} \times 10 / 110 = \text{返還額}$

B 課税売上と非課税売上に共通して要する補助対象経費に使用された支援金

$\text{交付額} \times \text{共通するもの} / \text{補助対象経費} \times \text{課税売上割合} \times 10 / 110 = \text{返還額}$

ウ 課税売上割合が 95%未満の法人等又は課税売上割合が 95%以上かつ課税売上高が5億円を超える法人等であって、一括比例配分方式により消費税の申告を行っている場合

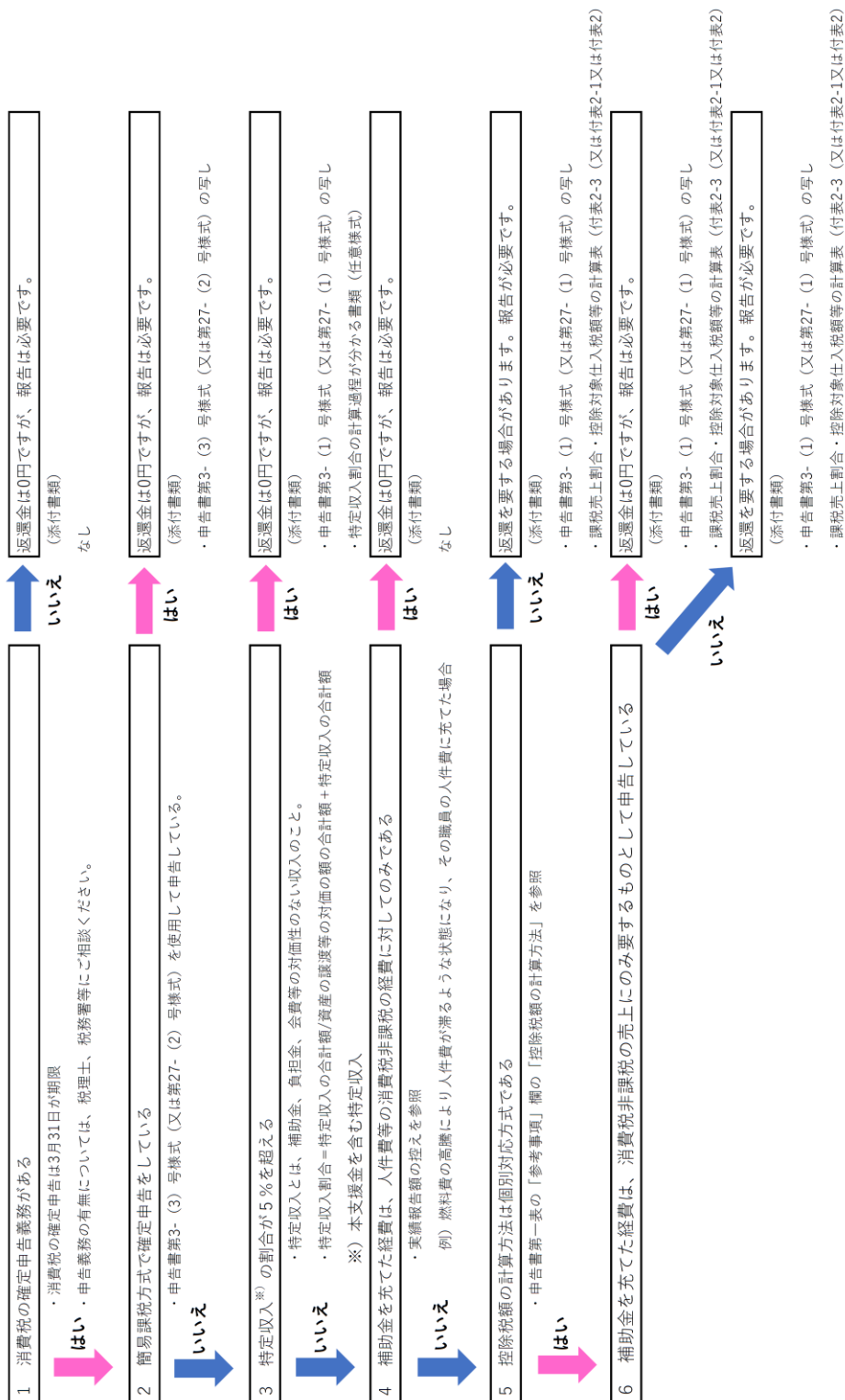
$\text{交付金額} \times \text{課税仕入額} / \text{補助対象経費} \times \text{課税売上割合} \times 10 / 110 = \text{返還額}$

(3) 注意点

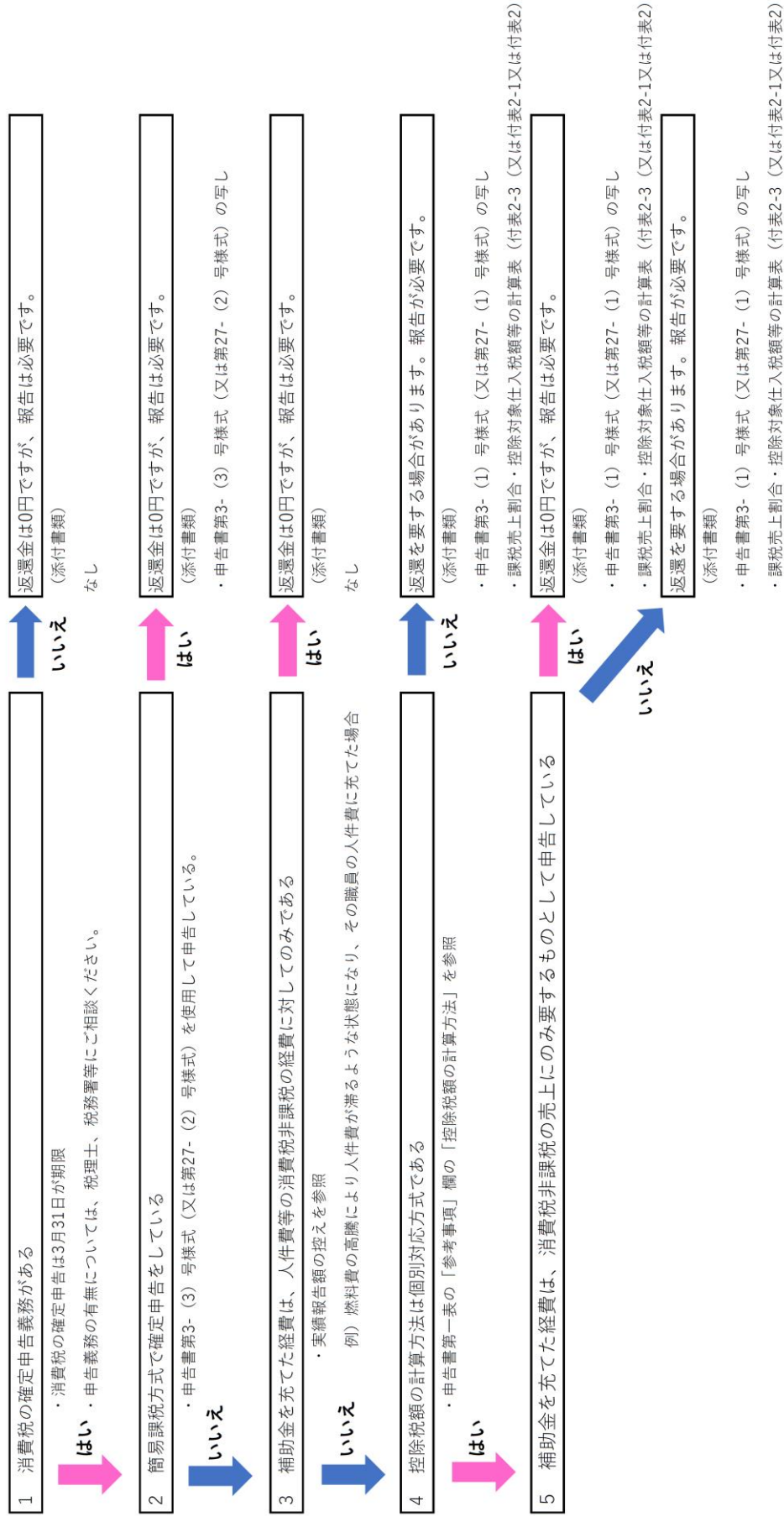
- 返還額の計算において、課税売上割合は端数処理を行わずに計算し（ただし、消費税の申告において、課税売上割合を端数処理した場合には、その割合を用いる。）、また、算出された返還額は1円未満を切り捨てること。
- 作業にあたっては、税理士等に相談して報告書を作成してください。

●フローチャート

- ・国又は地方公共団体の特別会計
- ・消費税別表第三に掲げる法人
- 例：（一般・公益）社団法人、（一般・公益）財団法人、学校法人、国民健康保険組合、国立大学法人、社会福祉法人、独立行政法人、日本赤十字社、社会医療法人（通常の医療法人は対象外）
- ・人格のない社団等



仕入控除税額に係るフローチャート（個人事業者及び公益法人等以外の法人版）



【消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書記入例】

（表面）

様式第3号（第6条関係）

令和5年度赤磐市医療・福祉サービス事業所等原油価格等高騰対策支援金に係る
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和6年6月20日

赤磐市長 様

住所又は所在地 赤磐市下市●●
法人名 株式会社 赤磐桃太郎
代表者名 赤磐 一郎 国

下記のとおり、赤磐市医療・福祉サービス事業所等原油価格等高騰対策支援金の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を報告します。

1 交付決定額 160,000 円
(対象事業所名：赤磐シャイン通所介護支援事業所)

2 支出額 165,358 円

3 内訳（経費区分）

光熱水費 112,117 円

原材料費 23,431 円

その他 29,810 円（内訳 消耗品

4 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税除税額（要支援金返還相当額） 0 円

5 4において本支援金返還相当額が0円となる理由

☒ 消費税の申告義務がないため、支援金に係る消費税除税額がない。（添付資料なし）

☐ 簡易課税方式により申告したため、支援金に係る消費税除税額がない。（申告書第3-（3）号様式又は第27-（2）号様式の写しを添付）

☐ 仕入控除税額の計算を個別対応方式により行い、かつ、支援金の使途が全て「非課税売上のみ」に要するものとして申告しているため、支援金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。（申告書第3-（1）号様式又は第27-（1）号様式の写し 課税売上割合・控除対象仕入税額当の計算表の写しを添付）

☐ 支援金の使途が全て非課税仕入に該当するため、支援金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。（添付資料なし）

【対象期間】

R5.4.1～R6.3.31 までに支出した金額を記載してください。

【支出額の考え方】

原油価格等高騰に伴う差額ではなく、支出した金額全てを記載して構いません。交付決定額を超えた金額で記載してください。

【注意点】

報告書は事業所単位で提出してください。提出先は交付申請を行った部署にそれぞれ行うこととなります。

例）社会福祉課と子育て支援課に交付申請を行い、それぞれの課から交付決定を受けた場合、報告書も社会福祉課と子育て支援課に提出することとなります。

※交付決定の枚数分の報告が必要です。

(裏面)

- ☐ 特定収入割合が5%を超えるため、支援金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。(申告書第3-(1)号様式又は第27-(1)号様式の写し 特定収入割合の計算過程が分かる書類(任意様式)を添付)

- 6 4において本支援金返還相当額がある場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳、消費税の確定申告書(第3-(1)号様式又は第27-(1)号様式の写し)、課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表(付表2-3又は付表2-1又は付表2の写し)を添付すること。

【返還相当額の計算方法】
仕入控除税額報告書作成マニュアルを参照してください。詳細は、税理士等に相談してください。

- 7 法人担当者連絡先

担当者名	赤磐 一朗	
連絡先	電話番号	086-955-●●●●
	メール	akaiwa_jiro@●●●●

●仕入控除税額に関するQ&A

Q1 消費税の仕入控除税額とは何か

確定申告で、課税売上に係る消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除することです。支援金は税法上、不課税の特定収入となるため、支援金として受けた消費税相当額は、事業者の課税売上に係る消費税には含まれません。しかし、補助事業において支払った消費税は課税仕入れ等に係る消費税に含まれます。そのため、確定申告により消費税の還付を受けた場合は、2重に受けたこととなり、支援金の一部を返還していただく場合があります。

Q2 返還金が発生する事業者が分からない

フローチャートにて確認してください。なお、免税事業者かどうかについては、税理士又は税務署にお尋ねください。

Q3 消費税の申告義務はないが、報告は必要か

返還金が0円であっても報告は必要です。報告がない場合は、支援金交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

Q4 いつまでに報告するのか

返還金が0円の事業所は、事業完了後（添付書類の作成が必要な事業所は、添付書類が作成でき次第）、すみやかに報告してください。返還金が発生する事業所は、令和7年6月30日までに必ず報告してください。

Q5 特定収入とはどういうものか

租税、補助金、交付金、寄附金、出資に対する配当金、保険金、損害賠償金、資産の譲渡等の対価に当たらない負担金、他会計からの繰入金、会費等、喜捨金（お布施、戒名料、玉串料など）のことです。詳しくは、税理士又は税務署にお尋ねください。

Q6 消費税を申告する課税事業者であるが、計算方法が「簡易課税方式」か「個別対応方式」か「一括比例配分方式」か分からない

税理士又は税務署にお尋ねください。

Q7 交付決定が複数ある場合、まとめて報告することは可能か

交付決定ごと（事業所単位）に報告書を作成の上、報告してください。

Q8 提出書類が分からない

フローチャートにて確認してください。

●報告書様式のダウンロード

報告書の様式は、赤磐市ホームページでダウンロードもできます。

ホームページアドレス <https://www.city.akaiwa.lg.jp/>

健康・福祉＞令和5年度医療・福祉サービス事業所等原油価格等高騰対策支援金

※トップページの「健康・福祉」から検索してください。

提出、問合せ先

●医療法関係

健康増進課：〒709-0898 赤磐市下市 337-1（山陽保健センター内）

電話 086-955-1117（平日 9 時～17 時）

担当 安本、藤井

●児童福祉法関係

子育て支援課：〒709-0817 赤磐市上市 108-1（赤磐市役所東庁舎）

電話 086-955-2635（平日 9 時～17 時）

担当 光好、青木

●障害者総合支援法関係

社会福祉課：〒709-0817 赤磐市上市 108-1（赤磐市役所東庁舎）

電話 086-955-1115（平日 9 時～17 時）

担当 岡本

●介護保険法関係

介護保険課：〒709-0816 赤磐市下市 357-7（山陽産業会館 2 階）

電話 086-955-1116（平日 9 時～17 時）

担当 加藤

